

個別の診療報酬算定項目の分かる明細書の交付について

訪問看護ココロステーションミモ神戸
管理者

保険医療機関及び保健医療養担当規則等の省令（令和6年厚生労働省令第35号）により、指定訪問看護事業者についても、明細書を交付する義務が設けられております。

訪問看護ココロステーションミモ神戸では、公費負担医療の対象などで、自己負担の支払いがない方（費用の負担の全額が公費により行われるものを除く）についても、明細書を無償で発行いたします。

明細書の記載内容が毎回同一であるとの理由により、明細書の発行を希望しない方におきましても診療内容が変更された場合等、明細書の記載内容が変更される場合には、その旨情報提供を行います。

令和6年6月1日